

平成23年3月2日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成23年3月2日（水）開会：午後2時45分 閉会：午後3時30分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、上谷幸彦議長が出席
委員外議員として、森池とよたけ副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

たかはし倫恵、長谷川久美子

6 一般傍聴者

1名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

8 協議事項について

（1）議員報酬の支給制限について

前回の委員会（2月18日開催）では、条例案（素案）と当該条例案（素案）の一部を修正する案が提案され、両案について、各会派で持ち帰り検討することになって

いました。

本日、改めて、各委員から意見を述べていただいた結果、条例案（素案）に賛成する意見と修正案に賛成する意見とに分かれました。したがって、本委員会としては、この協議事項について、各委員の意見が一致しなかったということで、協議を終了しました。

（２）議会運営上のルールの整理

会派のありかた

ア これまで協議した事項について

本日は、これまで協議してきた「会派の定義」「会派の権利」「会派の義務」の内容を議会運営委員会に報告するための資料について、事務局から提出を受け、協議を行いました。協議の結果、一部修正すべき箇所がありましたので、次回の委員会（３月１４日開催予定）において修正部分を含め、改めて確認する予定です。

イ 従前の議会運営委員会の申し合わせ事項の変更について

これまでの協議により、会派の定義を定めたことに伴い、従前の議会運営委員会での申し合わせ事項（【参考】参照）の取扱いについて協議した結果、当該申し合わせ事項を削除することで意見の一致を見ました。

【参考】

「西宮市議会運営委員会に関する申し合わせ」（抄）

（平成５年３月２６日施行）

４ 交渉団体及び委員会の構成

- (2) 交渉団体でない会派又は無所属の議員が連合し、前項に規定する議員数（３人以上）を充足するときは、申し出により、委員長は委員会に諮り、これを交渉団体として認めることができる。

（カッコ内は、この報告書の編集のため追記）

ウ 会派の要件

前回の委員会に引き続き、会派を構成するための最低人数について、協議を行いました。本日の協議でも、現行どおり（３人以上）４人以上及び２人以上（ただし、各委員の意見が３人以上でまとまるのであれば３人以上でもよい。）の概ね３つの意見に分かれました。したがって、本委員会としては、この協議事項について、各委員の意見が一致しなかったということで、協議を終了しました。

（３）その他

日程の確認

次回委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成２３年 ３月１４日（月）予算特別委員会分科会昼休憩中（２号委員会室）

以 上